

HNS資機材要員配備・緊急措置 サービス

HNSタンカー船主への義務付けです！

mdpc

検索

平成24年度分 年間証明書
2月1日より受付開始！！

独立行政法人海上災害防止センター

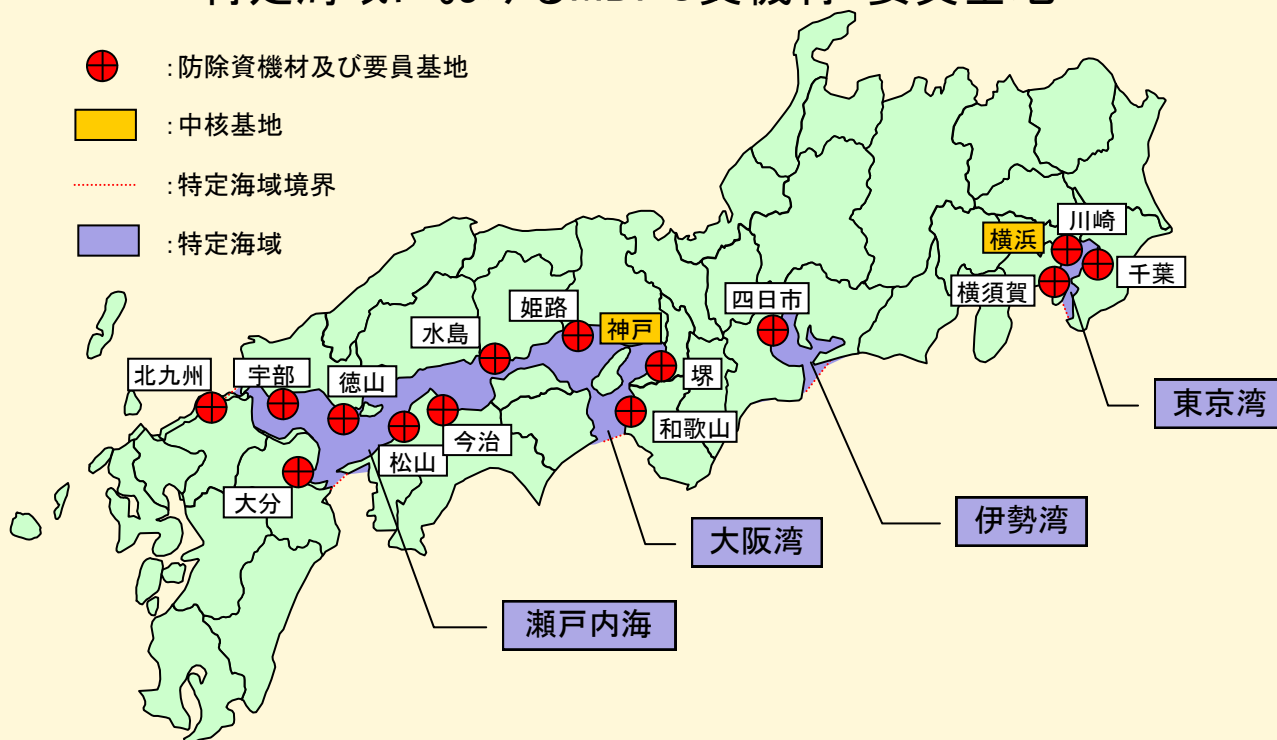
このパンフレットでは、以下のような「用語」を使用します。

- 危険で有害な物質「‘HNS’」とは、特定油以外の油（①から③で説明）及び有害液体物質（④で説明）をいう。
 - ①油：日本の国内法〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という）〕においては、油は「特定油」と「特定油以外の油」に分けられている。
 - ②特定油：特定油とは、原油、重油、潤滑油など蒸発しにくい油で持続性を有する炭化水素油をいう。
 - ③特定油以外の油：特定油以外の油とは、ガソリン、灯油、軽油など蒸発しやすい炭化水素油をいう。
 - ④有害液体物質：有害液体物質とは、油以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質として政令で定める物質。この物質は、概ね海洋汚染防止条約73/78議定書附属書Ⅱ第1規則(6)に定める有害液体物質をいう。

よって、

- ⑤‘HNS’には、LNG（液化天然ガス）やLPG（液体石油ガス）など常温において液体でない物質は含まない。
- “HNSタンカー”とは、‘HNS’をバラ積み貨物として積載できる構造のタンカーで、特定海域を貨物として‘HNS’を積載して航行するタンカーをいう。
- “資機材及び要員”とは、海防法第39条の5に規定する“資機材及び要員”をいう。【150総トン以上のHNSタンカーがHNSをばら積みして特定海域（東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海）を航行する際には、万一のHNS事故の発生に備えて資機材及び要員を配備する義務を有する。】
- “要員”とは、海防法施行規則第33条の15に規定する“防除に関し必要な能力を有する要員”をいう。【(a)4級海技士（航海・機関）以上の海技従事者資格(b)甲種危険物等取扱責任者に係る講習を修了(c)有害液体物質講習を修了(d)備え付け資機材を適切に使用できる】
- “緊急措置”とは、特定海域内において、HNS資機材要員配備証明書を有する船舶が、**万一、HNS事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、事故船舶の船長、船舶所有者等の“要請”に基づき、当センターが、HNS防除に必要な資機材及び要員を現場に急行させて、**海域のガス検知や消火・延焼防止作業などを行い、二次災害の防止、被害の局限化などに努める措置をいう。【“要請”に基づいた緊急措置は、最長24時間とし、実費は別途請求する。万一24時間を超える可能性が有る場合は、保険関係者等と協議して改めて所要の手続きをとる予定】

特定海域におけるMDPC資機材・要員基地



1. 海防法改正のあらまし

平成18年6月に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)が改正され、平成19年4月1日から有害液体物質等(以下「HNS」という。)の防除措置義務等が課せられるとともに、平成20年4月1日からHNSタンカーが特定海域(東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海)をばら積みして航行するときは、当該船舶の所在する場所へ速やかに到着できる場所にHNS防除に必要な資機材と要員を確保しておくことが義務付けられます。なお、この義務を怠った場合は、50万円以下の罰金となります。

(資料1) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の5」等の内容

(資料1)

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の5」の内容

(特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材等)

法律第39条の5 油(特定油を除く。以下この条において同じ。)又は有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、当該船舶が常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて油又は有害液体物質の排出があったならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定める海域を、当該船舶に貨物として油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所その他の国土交通省令で定める場所に、排出油等の防除(排出特定油の防除を除く。以下この条において同じ。)のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備し、及び排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければならない。

(関係罰則)

法律第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1～10 (略)

第39条の4第1項又は第39条の5の規定に違反した者

12～15 (略)

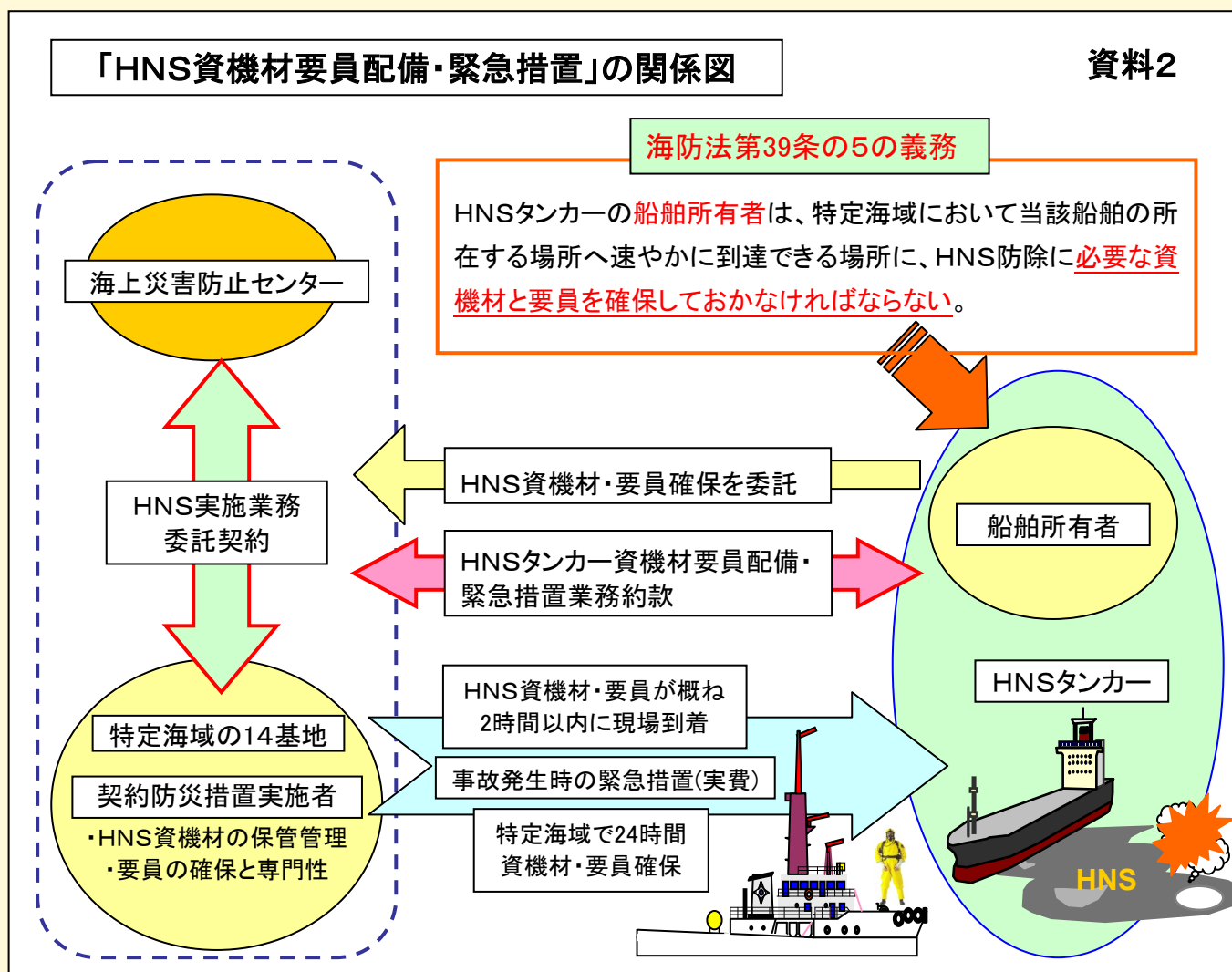
2. 海上災害防止センターの取組み

当センターは、日本周辺海域においてHNSタンカーの海難事故等に伴い発生するHNS排出事故に対して、当該タンカーの船舶所有者等からの委託や、海上保安庁の指示を受け防除措置等を実施することが、法律に定められた唯一の機関であります。

当センターでは資機材等を整備して事故対応体制の確立、特定海域において保有する資機材・要員を経済的な価格でHNSタンカーの船舶所有者の皆様へ提供するとともに、仮に、HNS排出事故等が発生したときには、直ちに当該事故現場に急行し緊急の防除措置を実施するサービス（以下「HNS資機材要員配備・緊急措置サービス」という。）を平成20年4月1日から開始しています。

このサービスは、皆様のCSR，特にコンプライアンスに寄与できるものであり、現時点では当センターしか提供できないサービスです。

（資料2）「HNS資機材要員配備・緊急措置」の関係図



3. サービスの仕組み

(1) サービス内容

「HNS資機材要員配備・緊急措置サービス」の簡単な内容は資料2のとおりですが、約款など具体的な内容は当センターのホームページ「<http://www.mdpc.or.jp>」上に掲載します。

(2) 証明書の発行

HNSタンカーの船舶所有者は、当センターのホームページに掲載する約款の内容を了解の上、同ホームページからオンラインで「HNS資機材要員配備・緊急措置業務」を申込み、所定の料金を当センターの銀行口座に振り込んで頂きます。当センターは指定口座への着金を確認後、当該船舶所有者に代わりHNS資機材と要員を特定海域において確保していることを証明する「HNS資機材要員配備証明書」(以下「証明書」という。)を電子メールを介して当該船舶所有者に送付します。

(3) 証明書の種類

有効期間の長さにより「年間証明書」、「限定年間証明書」(年度初めから年度途中までの間又は年度途中から年度末までの間に月単位で発行、ただし、新造船・廃船/売船などの特異ケースに限るもので年間証明書との継続が前提)と「指定期間証明書」(14日の倍数の期間)の3種類があります。

(資料3) 「HNS資機材要員配備証明書発行」の流れ

(4) 証明書の効果

証明書を有するHNSタンカーに対して、

- ① 当センターが当該船舶所有者に代わりHNS資機材と要員を特定海域において確保していることを海上保安庁に証明します。(年間証明書の場
合に限る)
- ② HNS事故等が発生した場合(そのおそれがある場合を含む。)、当センターは船長等からの要請を受け、直ちに事故現場に急行して初期の防除措置及び消火・延焼の防止、又はそのおそれのある場合の対応を実施します。(別途実費を請求)



4. サービスの料金

「HNS資機材要員配備証明書」の発行料金は下表のとおりですが、詳細は約款で定める「料金規程」でご確認ください。

総トン数 (G/T)	年間証明書料金(円)	指定期間証明書料金(円)
150G/T以上300G/T未満	190,000	31,000 (34,000)
300G/T以上500G/T未満	228,000	38,000 (41,000)
500G/T以上750G/T未満	266,000	44,000 (47,000)
750G/T以上1,000G/T未満	285,000	47,000 (50,000)
1,000G/T以上3,000G/T未満	323,000	53,000 (56,000)
3,000G/T以上5,000G/T未満	342,000	57,000 (60,000)
5,000G/T以上10,000G/T未満	399,000	66,000 (69,000)
10,000G/T以上15,000G/T未満	437,000	72,000 (75,000)
15,000G/T以上20,000G/T未満	532,000	88,000 (91,000)
20,000 G/T以上	551,000	91,000 (94,000)

※ 上記表中の()書きは、証明書の発行手数料を含む額である。

注1：料金表は外税とする。ただし、外国貿易船は消費税非課税である。

注2：限定年間証明書料金は、年間証明書料金の月割額とする。

注3：証明書の発行手数料は、3,000円(外税)とする。ただし、年間証明書及び限定年間証明書の場合は免除する。

注4：売船等により、船舶所有者名など変更をする場合の変更手数料は、3,000円(外税)とする。

注5：年間証明書及び限定年間証明書の有効期間開始日後に不慮の事故などで廃船等となった場合は、センターが受領した証明書料金から同料金の一部を返戻金として払い戻すこととし、その返戻手数料は、3,000円(外税)とする。

その返戻金の計算は、次のとおりとする。

【返戻金 = 当該証明書料金 - 廃船等とした日を含む月までの月割額】

注6：限定年間証明書の有効期間を延長する場合は、月単位で延長を認めることとし、その延長手数料は、3,000円(外税)とする。

その料金(外税)は、次のとおりである。

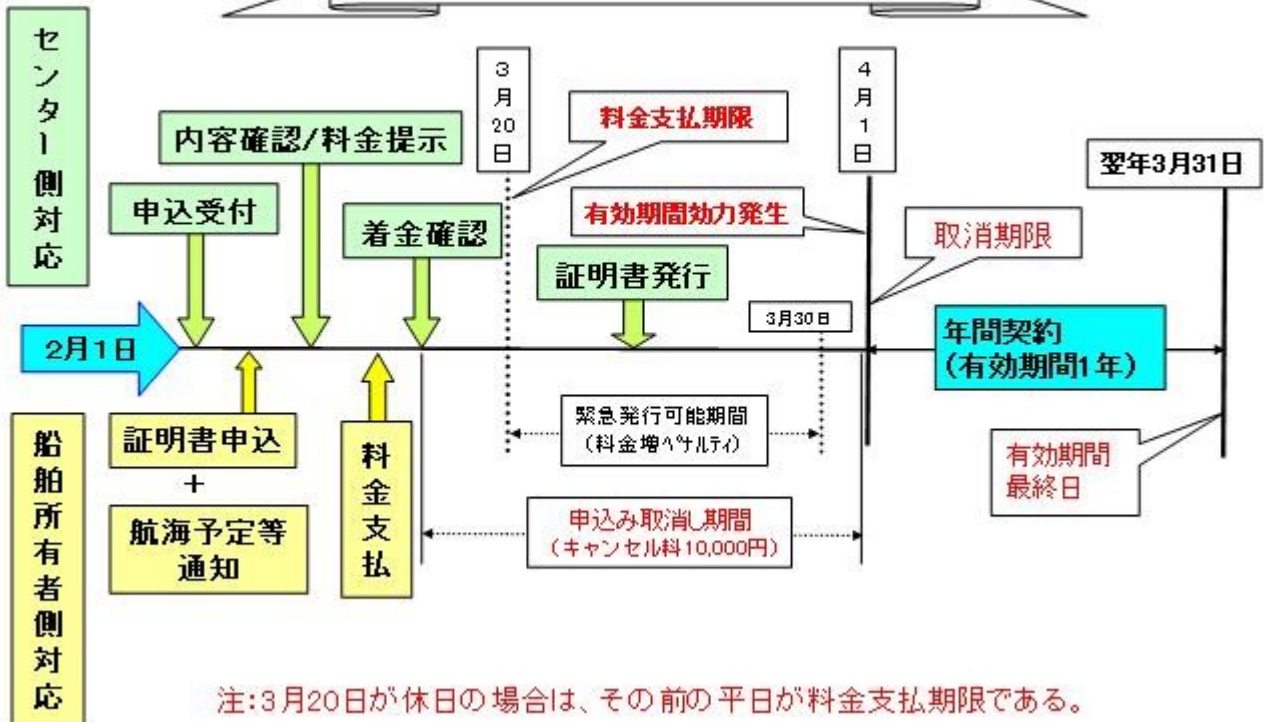
【延長料金 = 年間証明書料金 × 延長月数 / 12 + 延長手数料】

注7：申込み締切日を越えて、緊急に証明書の発行を申込み場合、証明書料金のほかに徴収する追加料金(外税)は、「指定期間証明書」にあつては当該料金の50%と、「年間証明書」及び「限定年間証明書」にあつては当該料金の10%とする。

その他：各総トン数区分別料金の比率は、IMO等の例(船の復元力は容積ではなく乾舷(長さ)に比例するなど)に従い、当該区分のタンカー平均タンク容量の3乗根比(長さ)とした。

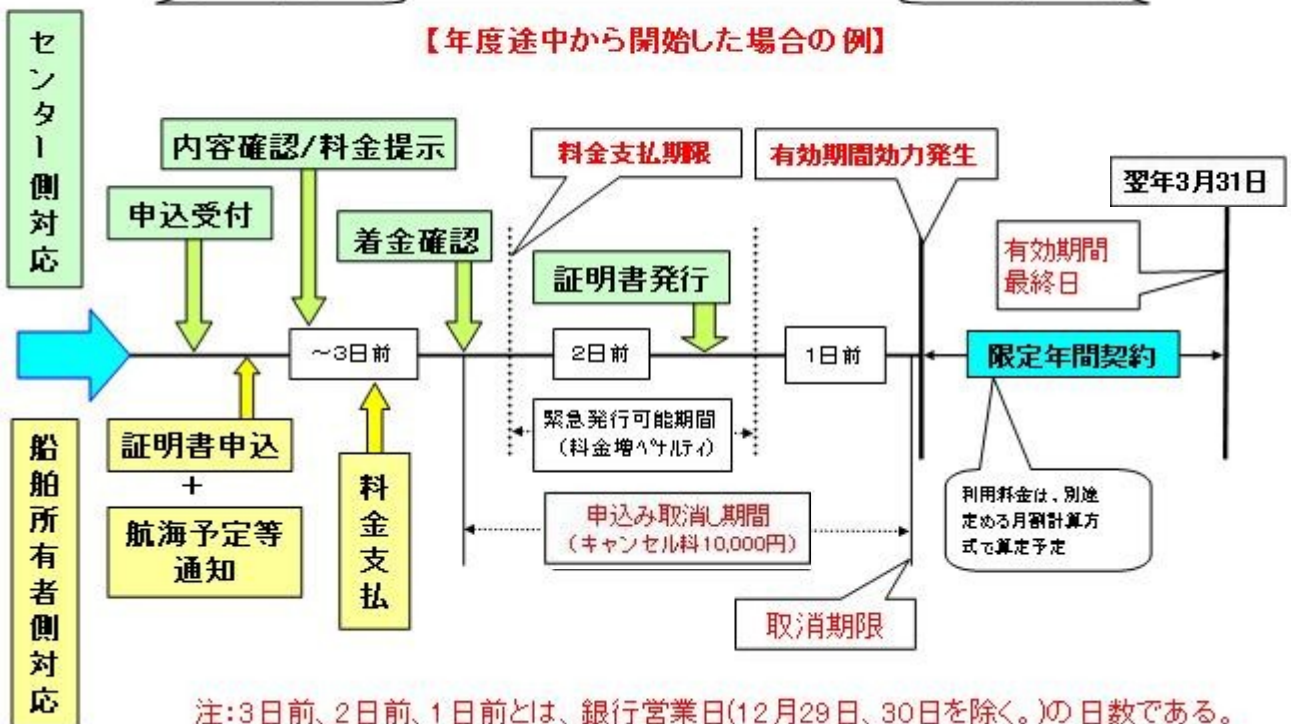
(詳細は、「HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程」に規定する。)

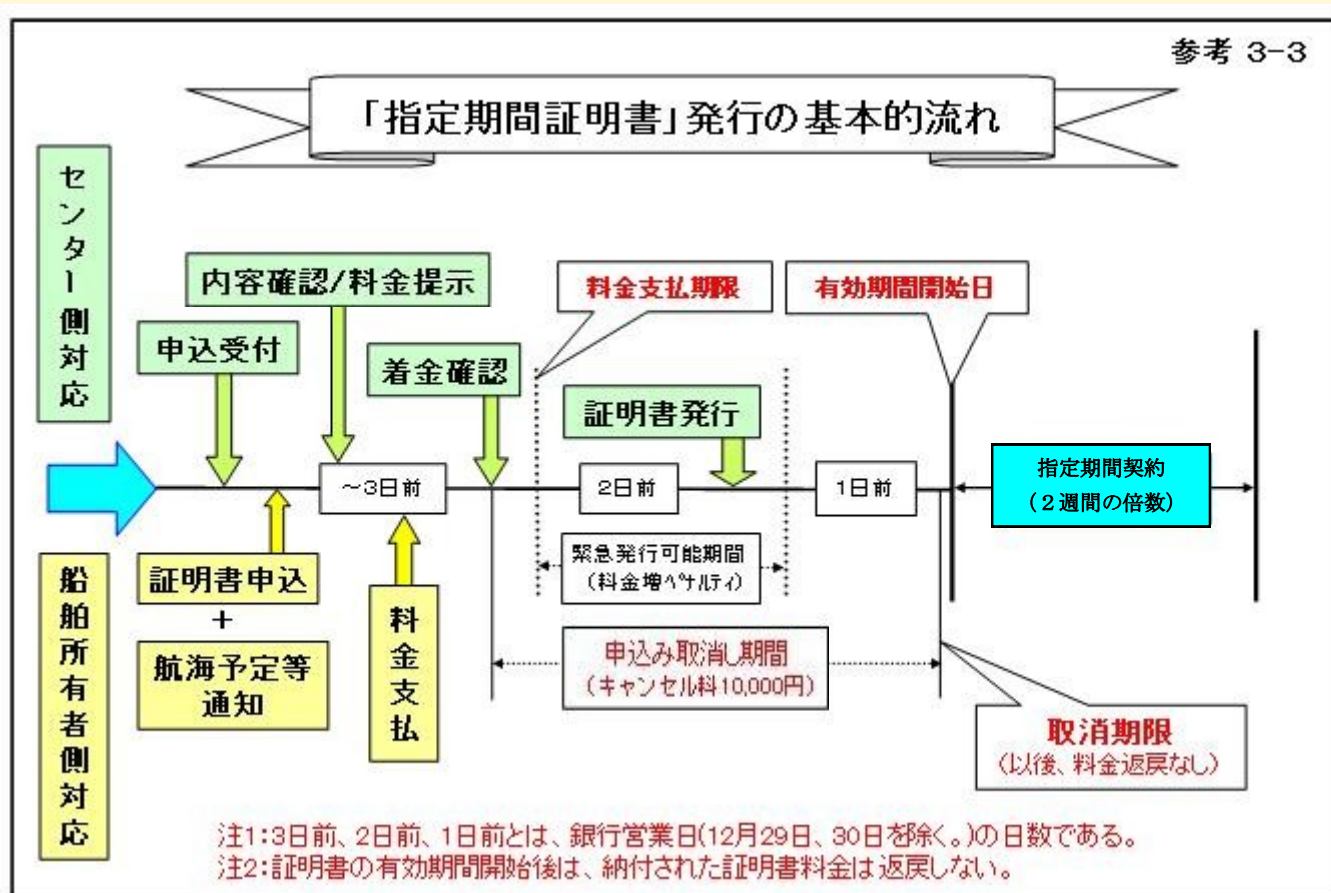
「年間証明書」発行の基本的流れ



「限定年間証明書」発行の基本的流れ

【年度途中から開始した場合の例】





独立行政法人海上災害防止センター

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1
 三菱重工横浜ビル

防災部業務課

電話 045 (224) 4378 証明書担当 (直通)
 045 (224) 4315 事故対応担当 (直通)
 Fax 045 (224) 4312
 URL <http://www.mdpc.or.jp>

平成23年1月改訂